

# 桂台中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

令和 5 年 4 月 1 日改定

## 1 いじめ防止に向けた桂台中学校の考え方

### ○ いじめの定義

- 1 いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### ○ いじめ防止等に向けての基本理念

- ・いじめはどの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうるもっとも身近で深刻な人権侵害案件であることを認識しつつ、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう対策しなければならない。
- ・特定の子どもだけの問題とせず、どの生徒も被害者はもちろん、加害者になり得ることを認識しつつ、これを放置することがないように対策しなければならない。
- ・いじめを受けた生徒の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域などと相互協力して対策しなければならない。

### ○ いじめ防止のための基本的な方向性

- ・いじめとはどの生徒にも起こる可能性がある、最も身近で深刻な人権侵害案件としてとらえ、見逃さないための体制を強化する。
- ・相談体制を充実させ、学校と生徒、保護者、地域との信頼関係を確立する。
- ・自己有用感を高め、適切な人間関係を確立できるよう、コミュニケーション能力の育成を図る。

### ○ 桂台中学校いじめ防止基本方針策定の目的

桂台中学校いじめ防止基本方針は、上記のいじめの定義、基本理念、基本的な方向性をもとに、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることにより、学校、保護者、地域が、協力しながらいじめ問題への対策を進め、生徒の健全育成を図り、誰もが安心安全で豊かな学校生活の実現を目指すことを目的とする。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### ○ 桂台中学校いじめ防止対策委員会の設置

- ・桂台中学校では、いじめ防止に向け「桂台中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・「桂台中学校いじめ防止対策委員会」は、必要に応じてスクールカウンセラー、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ○ 桂台中学校いじめ防止対策委員会の構成

- ・委員会は管理職、教務主任、各学年主任、生徒指導専任、養護教諭で構成する。
- ・必要に応じてスクールカウンセラー、心理や福祉の専門家等、外部の専門家の参加を求める。

### ○ 桂台中学校いじめ防止対策委員会の運営

- ・「桂台中学校いじめ防止対策委員会」は月に 1 回以上定期的に開催する。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「桂台中学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・管理職は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○ 桂台中学校いじめ防止対策委員会の役割

- ・いじめの早期発見、早期対応に向け、いじめを見逃さない体制作りを行う。また教育相談などの情報収集活動を継続的に行う。
- ・いじめに関する情報の集約を行い、いじめ重大事態に発展しないように対処、措置についての判断を行う。また、対応について中心的役割を担う。
- ・重大事態が起こった場合、中心となって調査、報告を行う。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の確認と PDCA サイクルに基づいた検証を行う。

3 いじめの未然防止及び早期発見のための取組

○ いじめの未然防止への取組

- ・基本的な生活習慣の定着  
具体的には…チャイム着席の徹底、大きな声であいさつ、人の話をきちんと聞く
- ・「わかる」授業づくりへの取組  
具体的には…授業を見合う週間を活用した授業力向上、教科相談の有効利用
- ・自己有用感とコミュニケーション能力の向上  
具体的には…目的を明確にした行事の運営、道徳教育の充実
- ・生徒会を中心とした自治活動の体制づくり  
具体的には…朝のあいさつ運動の定着、生徒朝会による呼びかけ、啓発運動、生徒規則等の見直し

○ いじめの早期発見

- ・計画的な面談、教育相談、教科相談の実施  
具体的には…各学期に行われる教育相談、面談に加え、教科相談での聞き取りを行う。  
相談活動の充実により、日ごろから生徒、保護者が相談しやすい雰囲気作り。
- ・日ごろの授業、学活、部活動での見とりの徹底  
具体的には…ICT を活用した心身の健康観察で様子を見とる。気になった生徒を学年の先生に必ず伝達する。
- ・定期的なアンケートの実施  
具体的には…毎朝学活でクロームブックを活用し、生活アンケートを実施する。  
5月：有記名いじめアンケート、YP 11月：無記名いじめアンケート 1月：YP を実施する。  
※アンケート実施後、担任→学年主任→生徒指導専任が確認し、必ず課題の解決まで行う。

○ いじめに対する措置

- ・同一姿勢に基づいた対処  
具体的には…組織内の共通理解を徹底する。
- ・迅速かつ柔軟な対応  
具体的には…いじめの疑いがあった段階で、共通理解のもと、すぐに対応する。  
生徒、保護者の状況に応じて対応方法の検討を行う。
- ・組織で対応する体制作り  
具体的には…風通しの良い組織作りを生かし、常に情報交換を行うことで、情報を組織が共有し、一部の教職員で抱え込まないようにする。  
記録しやすいように、共通の書式を準備し、簡単に時系列などが確認できるようにする。
- ・判断と報告  
具体的には…情報をもとにいじめの判断を組織が行う。  
指導効果の状態によっては関係諸機関に報告、連携し、対応にあたる。  
関係諸機関との連携は管理職判断で決定する。

○ いじめの解消

・ いじめの解消の条件

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること
- (2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

具体的には…全職員で見守りを続け、上記要件が満たされた場合、生徒および保護者との面談を行い判断する。

○ 研修

・ 計画的な研修会の運営

具体的には…いじめ防止研修、指導力向上研修、自己理解、他者理解研修、道徳研修を行う。

○ 学校運営協議会の活用

・ 学校基本方針の評価、見直し

具体的には…いじめ防止への取組に対する評価を行い、PDCAサイクルに基づいた組織、活動の検討を行う。必要に応じて基本方針の見直しを行う。

・ 必要に応じた情報提供と、地域への発信

具体的には…校内見守り活動(月1回)、学校運営協議会(年4回)、地区懇談会(年2回)等で情報交換を行い、地域に根ざしたいじめ防止の風土作りを行う。

○ 年間計画

月	相談活動	アンケート活動	行事	生徒会活動	教職員の取組
4月		相談活動アンケート	入学式 保護者説明会 学年集会	生徒朝会 あいさつ運動	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ いじめの定義・生徒理解研修会 <u>気になる生徒の把握</u>
5月	教育相談	いじめアンケート(有記名) YPアンケート①	校外学習		
6月	教科相談	生活アンケート	体育祭・地区懇談会		中学校ブロック定例会
7月	個人面談	生活アンケート	横浜子ども会議桂台中ブロック会議		学校運営協議会
8月	教育相談	相談活動アンケート	横浜子ども会議		校内研修会
9月	教科相談	生活アンケート	横浜子ども会議桂台中ブロック会議		中学校ブロック定例会
10月	教科相談	生活アンケート	オレンジフェスティバル		学校運営協議会
11月	教科相談	いじめアンケート(無記名)			中学校ブロック定例会
12月	個人面談	生活アンケート	人権週間 いじめ防止月間の取組		中学校ブロック定例会 学校運営協議会
1月	教育相談	相談活動アンケート YPアンケート②			中学校ブロック定例会
2月	教科相談	生活アンケート	横浜子ども会議桂台中ブロック会議		年度末反省・見直し 学校運営協議会
3月		生活アンケート	地区懇談会	↓	年間の振り返り 新年度への引き継ぎ
年間					いじめ防止対策委員会 校内見守り活動、地区懇談会

#### 4 重大事態への対処

##### ○ 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」(同項第 2 号)とされている。

##### ○ 発生の報告

桂台中学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は直ちに教育委員会に報告する。

##### ○ 重大事態が発生した場合

- ・重大事態が生じた場合、その調査、報告、対処、生徒、保護者への対応は全て管理職判断のもと、組織が中心となって行う。
- ・重大事態が生じた場合の報告は校長から教育委員会、必要に応じて関係諸機関へ行う。
- ・重大事態が生じた場合は必要に応じて関係諸機関への協力を要請する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要があると認められた場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、「桂台中学校 いじめ防止基本方針」を改定し、内容をあらためて公表する。